# 〇久喜市審議会等の会議の公開に関する条例 (抜粋)

#### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づく市民の知る権利にのっとり、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営及び市民の市政への参加をより 一層促進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政 の実現を推進することを目的とする。

#### (会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

#### (会議開催の事前公表)

第6条 実施機関は、審議会等を開催するに当たっては、次に掲げる事項をあらかじめ 公表しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、 この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 会議の議題
- (4) 会議の全部又は一部を非公開とする場合の措置とその理由等
- (5) 傍聴の定員(会議を全部非公開とする場合は不要)
- (6) 傍聴手続(会議を全部非公開とする場合は不要)
- (7) 問い合わせ先
- 2 前項の公表は、当該会議の開催日の1週間前までに行うよう努めるものとする。

## (会議の傍聴)

第7条 何人も、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴 することができる。

### (会議録の作成)

第9条 実施機関は、審議会等の会議について、会議録を作成しなければならない。